

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第542号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、「問題点」欄及び「今後の処理方針」欄における不開示部分を開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成22年3月22日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成21年6月4日付け西建東第249号の行政文書部分開示決定通知書によって部分開示された西部建設事務所東広島支所の平成21年度事務引継書のうち、「担当課：維持管理課管理係」の「懸案事項」欄が「砂防指定地内河川郷川に係る橋梁許可申請について（●●●●●による行政文書開示請求）」と記載されているページのみ（以下「本件対象文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第10条第2号、第5号及び第6号に該当する情報を不開示とした行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成22年4月6日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成22年5月10日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、不開示部分のうち問題点及び今後の処理方針の記述（以下「本件不開示部分」という。）を適正に開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号による不許可処分の処分庁である東広島地域事務所長（同事務所竹原支局（以下「竹原支局」という。）の〇〇支局長（以下「竹原支局長」という。）を含む。）が、裁量権を濫用した違法な処分を強行したことを隠匿するために、本件対象文書に記載された

懸案事項の記述のうち、その問題点と今後の処理方針の全てを開示しなかった不当な処分である。

当該不許可処分の理由として公文書に明記されたのは、「近くに橋があり、進入路もあることから橋の設置については、必要不可欠性が認められない。単に利便性が向上するなどの理由では、許可できない。」というものである。しかし、当該理由は所轄部署の竹原支局長が捏造した法的根拠の全くない著しい裁量権の濫用によるものであり、再審査庁の国土交通大臣は、平成 18 年 8 月 22 日付け国河政第 225 号の裁決書をもって、違法な処分であった「平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号による不許可処分」を取り消す旨の裁決を行った。

その後、竹原支局長は、全く同一の橋梁設置申請書に対して、処分の理由を当初とは違う内容に書き換えるだけの手法で平成 19 年 5 月 8 日付け指令東広建竹第 38 号による再度の不許可処分を強行し、平成 22 年 1 月 25 日付け土整第 354 号の裁決書をもって棄却及び却下という不当な再度の裁決を強行した。

このことから、真に不開示とすべき個人情報などの一部の記載事項を除き、組織的に裁量権を濫用した「平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号による不許可処分など」に関する記述を含め、不開示とされた問題点と今後の処理方針の記述を公開できないという根拠は存在しておらず、適正に開示するよう要求する。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件対象文書は、平成 21 年 2 月又は 3 月時点における竹原支局の主要事業・懸案事項に係る課題や処理方針等をまとめたものである。

まず、この項目の中には、その記載内容から特定の個人が識別され得る情報が含まれており、これらの情報は、条例第 10 条第 2 号の不開示情報に該当すると判断し、不開示とした。

また、問題点、処理方針等については、実施機関内部における検討途中の段階の情報であり、未成熟なものも含まれており、公にすることにより、懸案事項や課題として実施機関が認識していることやその内容を知った当該事項の関係者が実施機関に追及等を行うなど、今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、条例第 10 条第 5 号の不開示情報に該当すると判断し、不開示とした。

なお、この項目の一部については、公にすることにより、記載されている課題や処理方針等が明らかとなること及び関係者が関係機関に追及等を行うことによって、実施機関の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 10 条第 6 号の不開示情報に該当すると判断し、不開示とした。

以上のとおり、本件対象文書について、条例第 10 条第 2 号、第 5 号及び第 6 号の不開示情報に該当する部分を不開示とした本件処分は妥当である。

第 5 審査会の判断

1 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 条例第10条第2号、第5号及び第6号の不開示情報について

ア 条例第10条第2号について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても開示しなければならない旨規定している。

なお、同号に該当する情報（特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）であつても、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は同号の情報に含まれないものとして、条例第11条第1項の規定を適用して部分開示をする必要がある。

イ 条例第10条第5号について

条例第 10 条第 5 号では、「県の機関（中略）の内部又は相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とする旨規定している。

ここで、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」のある情報とは、次のようなものである。

(ア) 公にすることにより、外部からの圧力、干渉等によって率直な意見の交換が不当に妨げられたり、中立的な意思決定ができなくなるもの

(イ) 未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報であつて、公にする

ことにより、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの

(ウ) 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるもの

また、「不当に」とは、審議、検討、協議、調査研究等に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報については、公にすることによる利益と公にすることによって生じる支障とを比較衡量した上で、公にすることの公益性を考慮しても、なお、その支障が重大で放置することができない程度のものである場合をいうものである。

ウ 条例第10条第6号について

条例第10条第6号では、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とする旨規定している。

(ア) 監査、検査、取締り、許可、認可、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

(イ) 契約、入札、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ（以下略）

なお、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならない。

(2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、砂防指定地内河川郷川に係る橋梁許可申請及び行政文書開示請求の事案（以下「本件事案」という。）を懸案事項としてまとめたものであり、表題のほか、「懸案事項」、「経過概要」、「問題点」及び「今後の処理方針」の4つの欄からなる表が記載されていた。このうち、本件不開示部分は、「問題点」欄及び「今後の処理方針」欄の記載内容の全てである。このほか、「懸案事項」欄に記載された個人の氏名（当該氏名に係る個人を以下「本件個人」という。）も不開示とされている。

異議申立人が開示を求める本件不開示部分について、実施機関は、条例第10条第2号、第5号及び第6号に該当する旨主張しているので、以下、これらの不開示情報該当性を検討する。

ア 条例第10条第5号及び第6号該当性について

本件不開示部分のうち「問題点」欄の不開示部分の前半部分及び「今後の処理方針」欄の不開示部分は、本件事案に係る平成19年までの事務処理状

況及び処理方針を記載したものである。

その内容は、本件処分時点において、本件事案のうち既に終了した事項に係るものであり、その後の本件事案の事務処理に影響を及ぼすものとは認められない。

一方、「問題点」欄の不開示部分の後半部分は、本件事案のうち、本件処分時点においても継続していた事項と考えられる。しかしながら、その内容は、行政文書開示請求に関する不服申立ての状況等と、それに対する一般的な評価のみであって、実施機関が当該事項を問題点として認識していることが公になったとしても、何らかの支障が生じるとは認められない。

よって、本件不開示部分を公にすることで、実施機関が主張するような不利益や支障等が生じるおそれがあるとは認められない。

イ 条例第 10 条第 2 号該当性について

本件不開示部分は、本件個人が関わる本件事案についての記載であり、条例第 10 条第 2 号ただし書イからハマまでに該当するような事情も認められないため、同号に規定する「個人に関する情報」に該当する。

その上で、条例第 11 条第 2 項による部分開示の可否を検討する。本件不開示部分の記載内容からすると、本件対象文書中の本件個人の氏名は既に不開示とされている中で、本件不開示部分を公にしても、本件個人の権利利益が害されるおそれはないと認められる。

以上のことから、本件不開示部分は、条例第 10 条第 2 号、第 5 号及び第 6 号のいずれにも該当するとは認められないから、開示すべきである。

2 結論

以上により、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 22. 6. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた。
令和元. 5. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和元. 5. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和元. 8. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 3. 3. 23 (令和 2 年度第 11 回第 3 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
令和 3. 4. 23 (令和 3 年度第 1 回第 3 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
令和 3. 5. 28 (令和 3 年度第 2 回第 3 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授